

保母養成についての雜感

秋田 美子



學校教育法や兒童福祉法の實施に伴つて從來の保育所と幼稚園に共通して用いられていた保母の名稱が判然とその内容を異にして來ている。即ち幼稚園は教諭であり保育所は今迄通りであるが、この保母なるものが一歳から十八歳迄の兒童を保育する女子の名稱であるとゆう大中の年齢的擴がりをもつものに變つてゐる。その是非は後に觸れることとして法の施行以來設置基準により有資格の保母養成問題は次第にその重要性を加えて居るがその制度、内容についても出發當時のもの種々検討すべき要があると考ええる。東京都の兒童課に在つて、この仕事の一端の責任をもつものとして過去二ヶ年の經驗の中で感じた點を卒直に述べて、色々御批判や御教示を得たいと考ふる次第である。

先づ第一に世の中にはかくも女性があり餘る程多いのに、何人と此の道を往く者の少なく人の得難いかということ、此の點については養成所の生徒募集を通じて泌々と味わされ

たところである。人の集らぬのは教育關係の仕事の共通の悩みであり、一つの社會問題ではあるが、之が保母となると一層その感が強いように思われる。何故そうなのだろうかといふ事について、私は常識論ではあるが次のような點を擧げた。即ち保母とゆう職名のもつ社會通念の問題と労働量の負擔の過重及びそれに對する待遇の裏付けの薄いことがこの因をなしていると思ふ。先づ保母の名稱から來る職業的な低さは女醫、女教師、保健婦等に比べて一段と下位にあるような常識的な理解が餘りにも根強く社會全般の中に植えつけられていて、極く一部のものが訴える年少兒童期の教育保護の重要性やその従事者（即ち教諭や保母）の高い教養や識見の必要が遠い將來はさておいて、現在では殆んど一般的には理解されてゐない。後の原因に就いても長い勤務時間、廉い月給、慘じぬ迄にじみな在來の保母の姿からは、若い女性の魅力をはひくに足るものは殆んど望みえなかつたと云える。之は單

に日本だけのことではなく、先進諸國でも同様の歴史的過程を辿つたであろうことは一應考えられるが、少なくとも現在は既にこの域を脱して、高い地位と待遇の裏付けが獲得されている點は、とても羨望に堪えないし、之は自分達だけの問題ではなし、その託される幼児の福祉の問題と關連して看過出来ないというのを力説したい。

次に折角志を抱いてこの門を叩いた健氣な女性が六、三、

三という現在迄の養成所を出て更に二年の歲月を勉學のために費す新らしい養成所の教育年數が、彼女等の家庭の負擔を支え切れなくしているという問題である。現在東京都の養成學校の生徒中にはそれがために志をまげて途中惜しくも退校してゆく例が非常に多いのである。勿論今流行のアルバイトによつてその隘路を打開しようとして、勉學と生活の二面的な途を兩立させようと頑張つているものも可成りあるが、併し總てのものがその機會と、それに耐えうる體力を與えられているのではないので、今年度も今直ちに職業戦線に立たねばならぬために十名以上の者が涙をのんで去つていつたような實狀である。この生徒達の生活の保障迄は力及ばず残念乍ら止むを得ずに見送つた者の中に、將來どんなか保育界のために力になつて貰える者もあるうにと思えば誠に惜しい氣がする。

第三には今般兒童福祉法によつて規定せられた保母は前述のように一歳から十八歳迄の兒童を對象としてその保育に従事する責任を負わされて了つたことである。之は折角從來低

いと批難された保母の教養が二年の教育年限の延長にも拘わらず、一方その對象である兒童の年齢の中が數倍になつたため、學ぶべき科目の種類とその範圍も擴大され二年間では之だけの専門的教養を身につけることは困難になり、折角我々の意圖した養成機關の修業年限は又々再び難關に打つかつて了つている。

この他細かい點を述べれば未だ、澤山の問題が山積するが、それは又他の機會にゆすり前述した點についての私見を述べさせて戴きたい。勿論僅か二年の經驗から決定的な理想的な意見を出せる程の専門家でもなく又權威者でもない私の愚見ではあるが、何かの參考になれば幸いである。

先づ第一の點については保育の仕事の重要性についての啓蒙宣傳をもう少し本格的に採り上げるべきだということを強調調したい。最近の婦人雜誌等に良く「婦人に適した職業の案内」とか「將來有望な女性の職業」とかいう見出しで婦人職業分野の紹介が行われているが、これを一見すると保母とか幼稚園教諭などは殆んどが採り上げていない。保健婦、理容師、タイピスト、メイド等……が私達から考えて保母以上に有望な又重要な仕事とも思えぬが、女性に對しては一種の魅力をもつ職業でありうるらしい。それに引きかえ、保母や教諭はその需要の比較的多いにも係わらず、希望者が非常に少ない。これは私達の仕事が社會的に低くみなされていることパツとしないうこと、給料が仕事の質と分量に比べて賤いことなどに起因しているだろうが、最近漸く世間の一部の有識者

僱者等によつて提唱され初めた幼児期の教育、保育が人間の一生に決定的な價值をもつものであるということを先づ吾々保母自身が強く自覺して、之を世に訴えんと共にその指導者として應わしい自己の内容充實に務めることによつて相當の社會的反響が呼び起せるのではあるまいか。政治的なことが下手で嫌いな私達は今迄長い／＼間歇々とじみな仕事をやつて來たし又自らの誇りと見識は自分なりにもつていたつもりだつたが、吾々の仕事が社會的に高められる迄にはその長い努力は報いられはしなかつた。それでも構わぬといわれる人もあろう。『私はこのまゝで満足です、人に認められるためにやつていゝるのではないのだから』との論もあろう。こういう方々には一應の敬意を表すにしても、次々と私達の後につゞく優秀な後繼者をうることは大切な大勢の子供達にとつてなくてはならぬ大切な要素であつてみれば、人を得難いとゆう實狀を放置しておくわけにはゆかない。

そこで先づ私達一人々々が各の職場でその仕事が社會的に認められるよう、色々の形で之を少しでも世間に認められるよう、正しい認識がもつてもらえるよう啓蒙運動を起してゆく必要がある。この動きが縦に横に擴がりつながつて全國的なものに迄發展して、保育事業の認識のための全國的啓蒙の運動が『子供の日』や『文化の日』を中心に又は特定の週間を設定しても行われてゆけば、その効果は必ず期待する處が少なくないと思える。又一方これと併せて良き協力者、理解者、有識者の方々の各方面での助けを得て、この仕事が大學

の教授のそれに優るとも劣らぬ仕事であることを論說その他實證的な報告、外國文献の紹介等によつて、廣めていつて戴くことも世論を喚起するにどんなにか役立つであらう。社會一般の認識の是正と保母自體の向上その待遇のうらづけによつてこそこの難關の解決の途が與えられるというものであると信ずる。只このことは言うは易く行ふに難い點では私も決して樂觀視してはゐないが各自がそのつもりでかゝれば決して出来ないことではない。小さいことではあるが、保育界の動きには之が夢ではないとゆう立證的な事實もないわけではない。良い意味の政治性を發揮して凡ゆる難點障礙を克服してゆくべきだと考へる。

次の問題即ち家庭の教育費生活費負擔の點についても奨學金又は給費の制度を確立することによつて解決される。これは出來うべくくんば國の責任又は公けの責任において行われることが望ましい。又別の方法としては民間の助成團體等の援助によつて折角この途に志を樹てた女性が餘りむりなアルバイトをせずとも向學に専念出來るようになって欲しい。これも決して可能性のないことではない。

第三の問題については未だ充分に細部に亘つての決定的な意見を申し述べる迄の研究もしておらず、そのための期間としても未だ試験期の域を脱しておらず、早計に斷を下すことは非常に危険であるかも知れぬが、とにかく折角二ヶ年に延長されたものが一歳——十八歳迄の兒童を保育する（保育という言葉がこの全體に亘つて適當であるか否かの、一三五へ）

在り、これを速きに求む」と誓めたことをしみじみと思い出す次第である。ハスタロッチーがその名著「隠者の夕暮」においていみじくも訓えた言葉を以てこの拙ない小論の結びとしたいと思う。

『純粹の眞理感』は狭い範圍であつて作られる。純粹の人間の智慧は彼の最も身近い關係の知識と、彼の最も身近い事柄を完全に取扱う能力との堅實な基礎の上に止まるものである。』註三

註一 J. H. Pestalozzi, Die Abendstunde eines Einsiedlers.

2 S. L. Pressey and F. P. Robinson, Psychology and the New Education, 1944.

3 J. H. Pestalozzi, Entwurf zu der Abendstunde eines Einsiedlers, 1870.

参考文献

1 D. A. Prescott, Emotion and the Educative Process, 1948.

2 G. W. Allport, Personality, 1937.

3 N. Fenton, Mental Hygiene in School Practice, 1943.

(二五・四・五)

(一六頁より)

疑問がまづある) ための科目を修得するには短かすぎることは事實である。せめて、三年か四年は欲しいわけだが、これ以上年限の延びることは、前記の問題ではつきり制約されている。とすれば私は少なくともこの児童を學齡前とその後の二つに大別して、一種二種の保母とでも稱するものを設けて欲しいと思う。この點はこの制度の出来る以前から厚生省にも度々訴えていたことだが現在でもその意見は變らない。寧ろ二年の經驗を経てより強くこの點を主張すべきやを感じている。第一學年は基礎學科、第二學年は専門又は選擇學科によつてその將來の保母としての方向を幼兒期(保育所)と見童期(主として收容施設又は厚生施設)との二つに分けてゆくのが好いのであるまいか。このような方法によつて初めて現在迄低しし淺しといわれた保母の識見や能力の問題も解決されるようになるわけである。

問題はこの三つに止まらず、保母養成についてはまだ幼稚園の教諭との共通資格の件や四年制大學との連けい及び學科目の編成と實習の實施機關などにつづいても色々考えねばならぬ點もあるが、之は又機會を得た折に觸れてみたい。とにかく以上の三點だけについても解決の道が得られるか否かは兒童福祉法による保母養成が實質的に成長する(全國に機關の數が増えることではない)か否かに大きな影響をもつものであることは疑いないことゝ信ずる。